

「足摺宇和海国立公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件」(案)の意見の募集(パブリックコメント)について

令和元年 11 月 13 日 (水)

1.概要

(1)背景

自然公園法第20条第3項第11号では、特別地域内において、環境大臣が指定する高山植物その他これに類する植物(以下「指定植物」という。)については、許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならないとしている。環境省では、平成27年8月に「指定植物の選定方針」(以下「選定方針」という。)を策定し、風致の維持上重要な植物の保全を強化すること及び生物多様性の確保に資することを目的に、公園毎に順次見直しを進めることとしている。

足摺宇和海国立公園の指定植物については、昭和56年3月23日環境庁告示第34号により告示されている。今般、選定方針に基づき、近年の植物分類学や地域フロラ研究の進展を踏まえ、当該公園に生育する植物の現状把握を行うとともに有識者へのヒアリング及び検討会での討議を実施し、指定植物の見直しを行うもの。

(2)指定する植物種数

指定する総植物種数及びその内訳(継続して指定する植物種数、指定から削除する植物種数、新たに指定する植物種数)は以下のとおり。

指定する総植物種数 356 種 (別紙1)

内訳

- 継続して指定する植物種数 99 種 (別紙2)
- 指定から削除する植物種数 43 種 (別紙3)
- 新たに指定する植物種数 257 種 (別紙4)

(3)種の指定理由

既存文献等による調査、有識者へのヒアリング及び検討会等の結果により足摺宇和海国立公園内で生育が確認できた植物種のうち、選定方針で定められた基準を満たす 356 種について指定する。

○継続して指定する植物種

現行の 140 種から削除する 43 種を差し引いた 97 種 (99 種)※を継続して指定する。

※現行の指定植物のツクシシャクナゲ(ホンシャクナゲ含む)とシロドウダン(ベニドウダン含む)は、改訂案ではそれぞれ別種として扱われているため。

○指定から削除する植物種

足摺宇和海国立公園の現行の指定植物のうち、既存文献等による調査、有識者へのヒアリング及び検討会等により、新しい選定基準に合わない、個体数が多いといった種である 43 種を削除する。

○新たに指定する植物種

指定する総植物種数 356 種より、継続して指定する植物種 99 種を除いた 257 種を新たに指定する。

2.意見提出手続

(1) 問い合わせ先

ア 環境省自然環境局国立公園課

東京都千代田区霞が関 1－2－2 / 電話 03-5521-8279

イ 中四国地方環境事務所国立公園課

岡山県岡山市北区下石井 1 丁目 4 番 1 号 岡山第 2 号合同庁舎 11 階 / 電話 086-223-1586

(2) 意見募集対象

別紙 1 足摺宇和海国立公園 指定植物（案）総植物種

別紙 2 足摺宇和海国立公園 指定植物（案）継続して指定する植物種

別紙 3 足摺宇和海国立公園 指定植物（案）指定から削除する植物種

別紙 4 足摺宇和海国立公園 指定植物（案）新たに指定する植物種

(3) 資料の入手方法

変更案及びその概要は、電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、（1）の問い合わせ先で閲覧することができます。

(4) 意見提出期間

令和元年 11 月 13 日（水）から令和元年 12 月 12 日（木）までの 30 日間（必着）

(5) 意見提出先

環境省自然環境局国立公園課

(6) 意見提出方法

ア 郵送の場合： 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1－2－2

※締め切り日当日消印まで有効

イ FAX の場合： 03-3595-1716

ウ 電子メールの場合： shizen-kouen@env.go.jp

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください。添付ファイルによる意見の提出は御遠慮ください。

<意見提出に関する共通注意事項>

- ・ 件名に必ず、下記を御記入ください。
「足摺宇和海国立公園 指定植物（案）への意見」
- ・ 本文の様式は問いません。
- ・ 意見提出者の住所、氏名（団体の場合は団体名）、電話番号・FAX 番号・メールアドレス等を

御記入ください。いただきました意見の内容は住所、氏名、電話番号・FAX番号・メールアドレスを除き、公開を前提としますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断された場合は、公表の際に該当箇所を伏せさせていただきます。

・意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。

・意見に住所、氏名の記載の無いものは無効とさせていただきます。

・電話での意見は受けかねますので御了承ください。

3.提出された意見の取扱い

提出された意見につきましては、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表します。

4.今後の主なスケジュール（予定）

令和元年12月下旬 提出された意見を取りまとめた上、公表

令和2年2月 官報告示

告示後、環境省のHP上で公表いたします。

<掲載資料>

別紙1 足摺宇和海国立公園 指定植物（案）総植物種

別紙2 足摺宇和海国立公園 指定植物（案）継続して指定する植物種

別紙3 足摺宇和海国立公園 指定植物（案）指定から削除する植物種

別紙4 足摺宇和海国立公園 指定植物（案）新たに指定する植物種

環境省自然環境局国立公園課

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-8277

課長 熊倉 基之（6440）

統計分析官 徳丸 久衛（7443）

課長補佐 中島 治美（6650）

生態系事業係長 岩本 千鶴（6445）